○経済産業省告示第百十四号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された北大西洋条約機構情報通信機構の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十九年五月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　北大西洋条約機構情報通信機構

二　NATO Communications and Information Organization

三　NCIO

四



○経済産業省告示第百十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州理事会／欧州連合理事会の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十九年五月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　欧州理事会／欧州連合理事会

二



三



○経済産業省告示第百十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州理事会の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十九年五月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　欧州理事会

二　Европейски съвет

三　Evropská rada

四　Det Europæiske Råd

五　Europäische Rat

六　Ευρωπαϊκό Συμβούλιο

七　European Council

八　Consejo Europeo

九　Euroopa Ülemkogu

十　Eurooppa-neuvosto

十一　Conseil européen

十二　An Chomhairle Eorpach

十三　Europsko vijeće

十四　Európai Tanács

十五　Consiglio europeo

十六　Europos Vadovų Taryba

十七　Eiropadome

十八　Kunsill Ewropew

十九　Europese Raad

二十　Rada Europejska

二十一　Conselho Europeu

二十二　Consiliul European